



平成 20 年 10 月 30 日

各 位

東京都千代田区麹町一丁目 4 番地
松井証券株式会社
代表取締役社長 松井 道夫
(東京証券取引所第一部：8628)

「ETF 限定口座」の取扱い開始について

松井証券（以下、当社）は、平成 20 年 11 月 17 日（月）より「ETF 限定口座¹」の取扱いを日本で初めて開始します。「ETF 限定口座」とは、取引できる商品を ETF（上場投資信託）に限定した証券口座です。

ETF は、その価格が株価指数（日経平均や TOPIX など）や商品指数などに連動するように作られ、上場されている投資信託です。いわゆる「指数取引」である ETF には、主に二つの特長があります。一つは、銘柄選別が容易なこと、もう一つは、インサイダー取引の規制対象から外れることです。このような特性を持つ ETF は、「個別株への投資は難しいと感じている投資初心者」、あるいは「インサイダー取引規制の制約により株式投資を敬遠している投資家」にとっても、比較的投資しやすい商品だといえます。当社が「ETF 限定口座」の取扱いを始める理由は、これまで株式投資に縁遠かった個人（投資初心者等）に、投資の機会を提供することで、「貯蓄から投資へ」の流れを促進させることにあります。

現在、日本の株式市場におけるメイン・プレイヤーは外国人投資家で、主要三市場の売買代金の約半分は外国人投資家によって占められています。個人投資家の売買代金比率は、1 年前には 20% 程度でしたが、現在は 15% 程度まで落ち込んでいます。また、個人金融資産に占める株式の比率は、1 年前の 7% から 5% へ低下する一方で、預貯金の比率が 49% から 52% へ上昇するなど、「貯蓄から投資へ」どころか、「投資から貯蓄へ」と逆流する動きが見られています。このような流れの中、個人投資家の裾野拡大を図り、「貯蓄から投資へ」の動きを促進するため、「ETF 限定口座」の取扱いを開始することといたしました。

ETF は、平成 13 年に簡便かつ小額資金で取引できる商品特性から、個人投資家の裾野拡大等を目的に導入されました。当社は、投資初心者層に対し、取引できる商品を ETF に絞った「ETF 限定口座」を、株式投資よりも敷居の低い「投資の入り口」として、新たに用意しました。また、ETF はインサイダー取引規制の対象外のため、「ETF 限定口座」を利用すれば、インサイダー取引規制を気にすることなく、投資を行うことが可能となります。この松井証券の取組み姿勢に対しては、中央三井信託銀行株式会社、株式会社 CSK ホールディングスからご賛同をいただいています。

このように、ETF 限定口座の取扱いを開始することで、これまでとは異なる新たな投資家層を株式市場に呼び込むきっかけとなることを期待しています。

これまで、取引所が ETF の拡充に注力する一方で、証券会社等の業者は ETF の拡大に力を入れて来ませんでした。松井証券は、個人投資家の裾野拡大のため、個人投資家にとって利便性の高いサービスの拡充に努めてまいります。

以上

*1:ETF 限定口座では、株式等の取引を行うことはできません。また、信用取引は利用できません。

大正7年創業以来、昔も今も個人のお客様とともに



【ETF 限定口座の概要】

日程	サービス開始：平成 20 年 11 月 17 日（月）
取引可能銘柄	国内株価指数、外国株価指数、REIT 指数、貴金属、通貨など 68 銘柄
手数料	1 日の約定代金の合計が 10 万円まで無料、30 万円まで 315 円、50 万円まで 525 円、100 万円まで 1,050 円、以後 100 万円増えるごとに 1,050 円加算。約定代金が 1 億円以上の場合 105,000 円（上限）。
規制	インサイダー取引規制の対象外

■「ETF 取引キャンペーン」 ～ETF ガイドブック、特製 QUO カードが当たる～

「貯蓄から投資へ」の動きを促進するため、「ETF 取引キャンペーン」を実施します。期間中、ETF の取引で手数料が発生したお客様に、抽選で「東証公式 株式サポーター ETF&REIT 編」または、QUO カードをプレゼントします。

【キャンペーンの概要】

対象期間	平成 20 年 11 月 17 日（月）～12 月 30 日（火）
対象者	ETF の取引（現物・信用）で手数料が発生したお客様から抽選 ※対象の方は自動的にエントリーします。申込の必要はありません。
内容	対象者の中から、下記いずれかをプレゼントします。 ※賞品を選択することはできません。 ※賞品は発送をもって当選発表にかえさせていただきます。 Aコース： 「東証公式 株式サポーター ETF&REIT 編」（定価 500 円（税込）） を抽選で 150 名様 Bコース： オリジナル QUO カード（1,000 円券） を抽選で 100 名様

■イベントの開催について

もっと多くの個人投資家の皆様に ETF の魅力を理解してもらうため、初心者の方を対象にした「初めての ETF セミナー」を東京証券取引所と協賛で開催します。

【イベントの概要】

実施日	平成 20 年 12 月 2 日（火） 18:30～20:30
内容	一部：「いま注目の ETF 市場」（講演：株式会社東京証券取引所） 二部：「ETF 取引に活かす投資情報の見方」（講演：松井証券株式会社）
場所	東京都中央区日本橋茅場町 1-5-8 証券会館 9 階
定員	200 名
補足	申込み方法等詳細は、ホームページ等でご確認ください。



<金融商品取引法に係る表示>

- ETFの取引は、価格の変動等により損失が生じるおそれがあります。
- 信用取引は、価格の変動等により損失が生じるおそれがあります。また、取引額が差し入れる委託保証金の額に比べて大きいため、損失額が差し入れた保証金の額を上回ることがあります。
- 取引にあたっては上場有価証券等書面、取引規程等をよく読み、内容を十分にご理解の上、ご自身の判断と責任によりお申込みください。
- ETFの取引、および信用取引の委託手数料はインターネット経由の場合1日の約定代金の合計が10万円まで無料、30万円まで315円、50万円まで525円、100万円まで1,050円、以後100万円増えるごとに1,050円加算されます。約定代金が1億円以上の場合105,000円(上限)です。また単元未満株の手数料は、1約定ごとに「約定代金×0.63%」です。株式取引と単元未満株売却の電話経由の委託手数料は、「約定代金×1.05%」です。無期限信用取引の場合、保有期間が6か月超の建玉の返済時手数料と日計り取引の片道手数料は無料です。手数料表示はすべて税込です。
- 信用取引は手数料のほかに金利、貸株料、品貸料(逆日歩)、管理費、名義書換料、権利処理手数料がかかります。制度信用取引の場合、買付けは年利3.1%の金利、売付けは年利1.15%の貸株料と品貸料(逆日歩)がかかります。無期限信用取引の場合、買付けは年利4.1%の金利、売付けは年利2.0%の貸株料がかかります。管理費、名義書換料の上限額はそれぞれ、1,050円、10,500円(いずれも税込)です。無期限信用取引の権利処理手数料は理論価格×3%です。品貸料(逆日歩)は、その時々株券調達状況等に基づき決定されますので、その金額等をあらかじめ記載することはできません。
- 信用取引の取引金額は差し入れる委託保証金の額を上回ることがあります。信用取引での取引金額は差し入れた保証金額の約3.2倍の金額です。
- 委託保証金は売買代金の31%以上、最低30万円が必要です。委託保証金には現金のほか有価証券を代用として使用することができ、掛け目は原則として80%です。
- 手数料が無料の取引には、適用対象外銘柄が選定される場合があります。
- 信用取引において、「制度信用取引」と「無期限信用取引(一般信用取引)」では、利用できる銘柄の範囲や返済の期限等について異なる制約があります。無期限信用取引は、上場廃止、合併、株式併合、株式分割等の事象が発生した場合や、当社の与信管理の都合上、あるいは株券の調達が困難となった場合等において、返済期限が設定されることがあります。信用取引では、委託保証金の種類、委託保証金率および代用有価証券の掛目は金融商品取引所等の規制等または当社独自の判断によって変更されることがあります。
- 口座開設料は無料です。口座基本料は個人の場合には無料ですが、上場会社、資本金が1億円超の未上場会社、宗教・学校法人等の場合には、年間31,500円の特別課金を行う場合があります。ただし、口座開設月から1年間は無料とし、過去1年間に取引がある場合には次の1年間は無料とします。
- セミナー内容は予告なく変更となる場合があります。何卒ご了承ください。
- 共催、協賛、後援各社および講演者の講演内容は客観的情報の提供を目的としており、投資等の勧誘または推奨を目的としたものではありません。
- 各種情報の内容については万全を期していますが、その内容を保証するものではありません。これらの情報によって生じたいかなる損害についても、協賛・共催、後援各社、講演者および講演者の所属組織は一切責任を負いません。
- 松井証券株式会社(金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第164号/加入協会名 日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会)

【お客様からのお問い合わせ先】

口座開設サポート(平日08:30~17:00)
0120-021-906(03-5216-0617)

【報道関係からのお問い合わせ先】

取締役営業企画担当役員 和里田 聡
03-5216-8650

大正7年創業以来、昔も今も個人のお客様とともに